

国立大学法人東京外国語大学アジア ・アフリカ言語文化研究所将来計画 検討委員会規程

〔平成 6年 9月14日〕
制 定

改正 平成 9年 6月18日 平成12年 4月 1日
平成12年 5月17日 平成13年 4月 1日
平成14年 5月16日 平成16年10月14日規則第212号
平成17年 5月12日規則第26号 平成18年11月 9日規則第63号
平成25年 2月14日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第 2号
平成25年10月10日アジア・アフリカ言語文化研究所規則第15号

(設置)

第1条 国立大学法人東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所規程第11条第1項の規定に基づき、アジア・アフリカ言語文化研究所（以下「研究所」という。）に、将来計画検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副所長
- (2) 情報資源利用研究センター長
- (3) フィールドサイエンス研究企画センター長
- (4) 研究所教授会において選出された者5名
- (5) その他所長が必要と認めた者

(任期)

第3条 前条第4号及び第5号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議事項)

第4条 委員会は、研究所の将来計画に関し、次の事項について審議・企画する。

- (1) 研究・教育及び管理に関する組織及び運営に関する事項
- (2) 土地・建物及び設備に関する利用及び運用に関する事項
- (3) その他将来計画に関する事項

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第2条第4号の委員の中から選出する。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員会は、必要に応じ委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(小委員会)

第7条 委員会に、必要に応じ小委員会を置くことができる。

2 小委員会は、第2条に掲げる委員及びその他の教員のうちから委員長が定める者をもって組織する。

3 小委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(庶務)

第8条 委員会に関する庶務は、研究協力課において処理する。

附 則

1 この規程は、平成6年9月14日から施行し、平成6年6月1日から適用する。

2 この規程施行後、第3条第2号及び第3号の規定による最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成8年3月31日までとする。

3 東京外国語大学アジア・アフリカ言語文化研究所移転推進組織細則（昭和63年4月28日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成9年6月18日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規程施行後、現委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成13年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成12年5月17日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年5月16日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成16年10月14日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成17年5月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年10月10日から施行する。